

託児サービス等のご案内

求職者支援訓練

公共職業訓練

託児サービス等のご案内

教育訓練給付金
訓練手当

在職者訓練

各種助成金

その他

訓練のお申込前
にお問い合わせ
ください

お父さん・お母さんが職業訓練を受けている間、無料
でお子さんをお預かりするサービスが付いている訓練
や、保育料等の一部を助成する制度があります。



託児サービス
付き訓練

未就学児童を訓練期間中お預かりするサービスが付いて
いる訓練があります。(条件あり)
※利用者が多数となった場合、お申込み頂けない場合があります
【お問い合わせ先】最寄りのハローワーク

求職者支援訓練

P3~4

公共職業訓練

P5~6

公共職業訓練

P9~10

託児サービス
付加事業

ポリテクセンター鳥取・米子で実施する施設内訓練では未
就学児童を訓練期間中お預かりするサービスをご利用いただ
ける場合があります。(条件あり)
※利用者が多数となった場合等、お申込み頂けない場合があります
【お問い合わせ先】ポリテクセンター鳥取・米子

求職者支援訓練

P3~4

公共職業訓練

P5~11

求職活動関係
役務利用費

雇用保険の受給資格者等（基本手当の受給資格者、高年
齢受給資格者、特例受給資格者、日雇受給資格者）が、求
人者との面接等をしたり、教育訓練を受講したりするため、
子のための保育等サービス（認可保育所の保育、認可幼稚
園の保育、認定子ども園の保育、一時預かり事業等）を利
用した場合、そのサービス利用のために負担した費用の一
部が支給される制度です。(条件あり)
【お問い合わせ先】最寄りのハローワーク

鳥取県職業訓練生
託児支援事業奨励金

(注意)

求職活動関係役務利用費
と鳥取県職業訓練生託児
支援事業奨励金との併給
はできません。



産業人材育成センターが実施する職業訓練を受講され
る方に対して、訓練期間中の保育所等への託児に要する
経費の一部を奨励金として支給される制度です。

【対象者】

次のいずれにも該当する方

- (1) 就職希望者で、産業人材育成センターが実施する職
業訓練を受講される方
- (2) 未就学児童の保護者で、職業訓練を受講するにあ
り、当該児童を保育することができない方で、かつ同
居の親族その他の者が当該児童を保育できない方
- (3) 上記(1)、(2)のため、当該児童を保育所等に預け
られる方

【支給額】

保育料の2分の1以内。また、他の助成金を活用する
場合は、保育料から他の助成金額を控除した後の保育料
の2分の1以内。(上限あり)

【お問い合わせ先】

- ・鳥取県立産業人材育成センター倉吉校
- ・鳥取県立産業人材育成センター米子校
- ・鳥取県商工労働部 雇用人材局労働政策課

公共職業訓練

P5~8

その他

訓 練 手 当

公共職業安定所長から受講指示を受けて公共職業訓練や求職者支援訓練を受講される方のうち、障がい者の方や母子家庭の母の方等で一定の要件を満たす場合に対し支給される手当です。(ただし雇用保険の受給者は除く。)

基本手当

鳥取市にお住まいの方 日額 3,950円
鳥取市以外にお住まいの方 日額 3,530円
※20歳未満の方は、鳥取市にお住まいであっても支給額は日額3,530円となります

受講手当

日額 500円（上限40日）

通所手当

月額 限度額42,500円（通勤方法、通勤距離等により上限あり）

寄宿手当

月額 10,700円
(職業訓練を受講するために、その者により生計を維持されている同居の親族と別居して寄宿する場合)

【お問い合わせ先】

鳥取県商工労働部雇用材局
労働政策課

離職者・在職者の方へ

教 育 訓 練 給 付 金



働く方の主体的な能力開発の取組又は中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

雇用保険被保険者又は被保険者であった方で一定の条件を満たす方が、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し、修了した場合に支給します。

一般教育訓練

教育訓練施設に支払った経費の20%に相当する額（上限10万円）

※雇用保険に一般被保険者として原則3年以上加入（ただし当分の間、初めて支給を受ける場合は1年）

専門実践教育訓練

① 教育訓練施設に支払った経費の40%に相当する額（年間上限32万円、訓練期間は最大で3年間のため最大96万円）

② 資格取得等などをして、修了から1年内に一般被保険者として再就職またはすでに雇用されている場合は、教育訓練施設に支払った経費の20%を追加給付

※①と②の合計は、教育訓練施設に支払った経費の60%に相当する額（年間上限48万円、訓練期間は最大で3年間のため、最大144万円）

※受講開始前に専門のキャリアコンサルタントが作成支援したジョブ・カードまたは専門実践教育訓練の受講について、事業主が承認したことの証明書を添付して事前の手続きを行う必要があります。

- ・自社の従業員が専門実践教育訓練を受講することを支援する事業主は、「キャリアアップ助成金（人材育成コース）」や「キャリア形成促進助成金（重点訓練コース）」を受給できる場合があります。
- ・一般教育訓練と専門実践教育訓練の指定講座については、お近くのハローワークで閲覧できるほか、インターネットの「教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム（http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_M_kensaku）」でもご覧になれます。

お問い合わせ先 ⇒ 最寄りの各ハローワーク